

奈良県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成三十年六月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 宇陀郡御杖村大字菅野三六五七の二・三六五七の二六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六五七の二七〇、三六五七の二七二から三六五七の二七六まで、三六五七の二七七（次の図に示す部分に限る。）、三六五七の二七八、三六五七の二七九、三六五七の二八一から三六五七の二八四まで
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び御杖村役場に備え置いて縦覧に供する。）